

平成 25 年度第 2 回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成 25 年度第 2 回仁淀川町農業委員会定例総会を平成 25 年 7 月 30 日仁淀川町中央公民館 3 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 17 名

(事務局) 4 名

欠席委員 4 名

議案

議案第 5 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (3 件)

議案第 6 号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更 (除外) 申請の審議について (5 件)

議案第 7 号…農地法第 30 条の規定による遊休農地の審議について (4 件)

議案第 8 号…農地法 3 条許可申請に係る標準処理期間の審議について

その他

開会 午前 9 時 30 分

事務局長 (●●) 平成 25 年度第 2 回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の出席数は 17 名、在任委員は 21 名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員 (●●委員 ●●委員) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 5 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第 8 号 (所有権移転)

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業

土地の所在は、5筆有り、まず●●●●番 面積 438 m²

同所 ●●●番 面積 73 m²

同所 ●●●番 面積 423 m²

同所 ●●●番 面積 197 m²

同所同字 ●●●番 面積 411 m²

合計 1,542 m²

全て 地目は台帳・現況共に 畑となっています。

譲渡理由は、親から子への贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

7月26日に譲渡人の●●●●さん、譲受人の●●●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、週1回ペースで実家に帰り農作業に従事し、親の元気なうちは、親が中心となって耕作することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第9号（所有権移転）

〔事務局●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、6筆有り、まず●●●●番 面積 281 m²

次に同所同字●●●番 面積 74 m²

同所同字 ●●●番 面積 156 m²

同所同字 ●●●番 面積 87 m²

同所同字 ●●●番 面積 59 m²

同所同字 ●●●番 面積 704 m²

以上 合計面積 1,361 m²

全て台帳・現況共に畑となっています。

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

7月22日に譲受人の●●●●さん、事務局の●●さん立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第10（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、大阪府交野市●●●●番の●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●●兼農業です。

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 630 m²

同所同字 ●●●●番 台帳・現況共に畑 面積 180 m²

合計面積 810 m²

譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

7月24日に譲渡人の土地を管理している高知市在住の●●●●さん、事務局の●●さん、立会のもと現地確認を行いました。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農作業に従事し、150日以上従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 6 号

(農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書審議について)

会長よりこの案件については、全てヘリポート基地に関する除外となっておりますので、受付第 2 号～受付第 6 号まで、まとめた説明を事務局にお願いします。

○受付第 2 号～受付第 6 号

[事務局●●説明]

申請人が 5 名います。全てヘリポート基地への農地転用となっています。

場所は、●●地区の橋を渡って最初のカーブの茶畑の所です。

まず受付第 2 号について

申請人は、高知市●●●●の●●●●さん

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況共に畑 47 m²

同字 ●●●●番 台帳・現況共に畑 92 m²

同字 ●●●●番 台帳・現況共に畑 124 m²

同字 ●●●●番 台帳・現況共に畑 291 m²

合計面積 554 m²

受付第 3 号について

申請人は、高知市●●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況共に畑 232 m²

受付第 4 号について

申請人は、兵庫県尼崎市●●●●番の●●●●さん

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況共に畑 135 m²

受付第 5 号について

申請人は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん

土地の所在は●●●●番 台帳・現況共に畑 76 m²

同所同字 ●●●●番 台帳・現況共に畑 60 m²

受付第 6 号について

申請人は、●●●●号の●●●●さん

土地の所在は、●●●●番 台帳・現況共に 193 m²

以上 申請人 6 人、9 筆の土地について、変更後の用途は、ヘリコプター緊急離着陸場となっています。

変更理由は、●●地区及び周辺地域のヘリコプター緊急離着陸場を建設するためとなっています。

〔地区担当農業委員 ●●●委員〕

●●さん立会のもと現地確認を行う。当地域は、比較的傾斜の緩やかな地域で、約1町の農地が存在し、耕作されています。今回のヘリポート基地建設に当たっては、地元住民と交渉し農地への影響が最も少ない場所に移しての建設予定となっており、現地確認の結果、農作物への影響もなく、周囲への影響もないように思われます。また建設予定地は、●●地域でのアクセスが中心となる場所で、他は急傾斜地でもあり建設が厳しい状況であり、当地以外はないと考えられます。もちろんヘリポート基地建設は、地元の強い要望があるもので、地域の緊急時の救援物資、救急患者の搬送等必要不可欠なものであります。よって今回の農地転用は、問題ないと判断します。

この件については、全員賛成により承認される。

議案第7号

（農地法第30条の規定による遊休農地の審議について）

会長よりこの案件については、隣接の一帯の遊休農地と判断されるので、まとめた説明を事務局にお願いする。

〔事務局●●説明〕

この案件については、地域住民より補助事業を利用して耕作したいと申し出があり、今回遊休農地であるかどうか農業委員会総会に諮るものであります。

所有者4名、7筆が対象となっております。

まず受付第1号について

所有者は仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳

土地の所在は、●●●●番 台帳は畑で、現況は雑種地 面積 550 m²

同所同字 ●●●●番 台帳は畑で、現況は雑種地 面積 29 m²

合計 579 m²

耕作放棄地の時期は、平成5年頃

耕作放棄地となった理由は、高齢により耕作ができなくなったため

再生農地の可否については、可で人力により耕作可能

受付第2号について

所有者は台帳記載の●●●●●さんですが、不明となっております。

土地の所在は、●●●●番 台帳は畑で、現況は雑種地 面積 16 m²
耕作放棄地の時期は、平成 5 年頃
耕作放棄地となった理由は、管理者が不在のため
再生農地の可否については、可で人力により耕作可能

受付第 3 号について

所有者は台帳記載の●●●●さんですが、不明となっております。

土地の所在は、●●●●番 台帳は畑で、現況は雑種地 面積 15 m²
耕作放棄地の時期は、平成 5 年頃
耕作放棄地となった理由は、管理者が不在のため
再生農地の可否については、可で人力により耕作可能

受付第 4 号について

所有者は、仁淀川町●●●●番地の●●●●さん、●●歳

土地の所在は、●●●●番 台帳は田で、現況は雑種地 面積 538 m²

同所同字 ●●●●番 台帳は畑で、現況は雑種地 面積 34 m²

同所同字 ●●●●番 台帳は田で、現況は雑種地 面積 99 m²

合計 671 m²

耕作放棄地の時期は、平成 20 年頃
耕作放棄地となった理由は、トマト栽培農家に就業しており、管理できなかったため
再生農地の可否については、可で人力により耕作可能

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

7 月 24 日に事務局 3 名の立会のもと、現地確認を行いました。申請地は別添の写真のとおり、田は雑草となっており、5 年前から耕作放棄地と思われ、道から上部の畑は雑木が混じった草場となっている状況で、こちらは 20 年ほど前から耕作放棄地と推測されます。

また申請地は、人力等で再生可能な農地であると判断します。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

その他

○農業公社事業について

高知県農業公社の●●さんより、農地の売買・賃借について、耕作放棄地の再生利用の事業等農業公社事業の説明がある。

○平成 25 年度農用地利用状況調査の実施について

事務局●●より、本年度の農用地利用状況調査について説明する。
また、遊休農地が発見された場合、アンケートの実施について依頼する。

○その他

事務局より以下の連絡

- ・ 9 月 2 日(月)に農業委員全員研修会の実施(バス貸切)
- ・ 吾川郡農業委員会が 8 月に開催 (会長・副会長の出席)
- ・ 人・農地プランの説明会を次回 9 月農業委員会総会に合わせて実施予定

〔会 長〕 以上で平成 2 5 年度第 2 回農業委員会を閉会する。

閉会 午前 1 0 時 4 0 分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員